

平成25年度佐賀県市町決算の概要 (普通会計・確定値)

— 目次 —

1. 決算規模
2. 決算収支
3. 歳入
4. 歳出(目的別)
5. 歳出(性質別)
6. 財政構造(経常収支比率)
7. 地方債現在高

平成26年11月28日

経営支援本部市町村課

1 決算規模

【決算規模の推移】

(増減率: %)

	歳 入		歳 出	
	総額	増減額(増減率)	総額	増減額(増減率)
25年度	3,875億70百万円	135億36百万円 (3.6)	3,747億17百万円	111億48百万円 (3.0)
24年度	3,740億34百万円	▲8億22百万円 (▲0.2)	3,635億69百万円	4億51百万円 (0.1)

- 平成25年度の市町決算規模は、総額で歳入が3,875億70百万円(対前年度比3.6%増)、歳出が3,747億17百万円(対前年度比3.0%増)となった。
- 歳入については、前年度比135億36百万円(3.6%)増となった。これは地方税が16億71百万円(1.7%)増、地方債が28億66百万円(7.3%)増、国庫支出金が99億27百万円(22.0%)増となったこと等によるものである。
- 歳出については、前年度比111億48百万円(3.0%)増となった。公営住宅改修事業等の増や道路・橋梁整備事業の増等により土木費30億57百万円(9.8%)増、老朽化に伴う小中学校整備事業・耐震化事業等、普通建設事業の伸びにより教育費32億85百万円(8.0%)増、消防救急デジタル無線整備事業や拠点避難地整備事業等により消防費20億94百万円(14.3%)増となったこと等によるものである。

2 決算収支

【実質収支及び実質収支比率】

	実質収支	実質収支比率
25年度	93億95百万円	5.2%
24年度	81億61百万円	4.7%

* 実質収支比率は単純平均である。

- ・ 実質収支は昭和54年度以降35年間連續で全団体黒字となった。

参考)実質収支とは、歳入歳出差引き(形式収支)から繰越明許費等に充てる翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額をいう。

3歳入

【歳入の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成25年度				24年度	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)	決算額	
地方税	99,240	25.6	1,671	1.7	97,569	市町村民税及び固定資産税等が増
地方交付税	106,126	27.4	▲22	▲0.0	106,148	
国庫支出金	55,001	14.2	9,927	22.0	45,074	地域の元気臨時交付金の皆増、社会资本整備総合交付金の増等による増
県支出金	29,558	7.6	▲1,416	▲4.6	30,974	
繰入金	7,837	2.0	▲931	▲10.6	8,768	
地方債	41,930	10.8	2,866	7.3	39,064	緊急防災・減災事業債及び全国防災事業債の増、一般廃棄物処理事業債の増、旧合併特例事業債の増等による増
うち臨時財政対策債	15,570	4.0	359	2.4	15,211	
その他	47,878	12.4	1,441	3.1	46,437	
歳入合計	387,570	100.0	13,536	3.6	374,034	
うち一般財源	218,290	56.3	1,900	0.9	216,390	

注1)その他とは、地方譲与税、地方特例交付金、地方消費税交付金等各種交付金、諸収入等である。

注2)一般財源は、「地方税」、「地方交付税」及び「その他」のうちの地方譲与税、地方特例交付金、地方消費税交付金等各種交付金の合計である。

注3)合計を一致させるために端数調整を行っている。

4 歳出(目的別)

【歳出(目的別)の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成25年度				24年度	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)	決算額	
総務費	49,886	13.3	▲ 157	▲ 0.3	50,043	
民生費	118,411	31.6	1,600	1.4	116,811	障害福祉サービス費、生活保護費等の扶助費の増
衛生費	28,931	7.7	34	0.1	28,897	水道施設更新への出資金の増等
労働費	1,510	0.4	▲ 348	▲ 18.7	1,858	緊急雇用創出基金事業の減
農林水産業費	22,125	5.9	463	2.1	21,662	農村振興総合整備事業、農業体质強化基盤整備促進事業等の増
土木費	34,154	9.1	3,057	9.8	31,097	公営住宅改修事業等の増、道路・橋梁整備事業の増等
教育費	44,255	11.8	3,285	8.0	40,970	老朽化に伴う小中学校整備事業、耐震化事業等の普通建設事業の伸びによる増
災害復旧費	1,121	0.3	▲ 333	▲ 22.9	1,454	現年災害の減
公債費	43,578	11.6	309	0.7	43,269	
その他	30,746	8.2	3,238	11.8	27,508	消防救急デジタル無線整備事業、拠点避難地整備事業等による消防費の増
歳出合計	374,717	100	11,148	3.1	363,569	

注1) その他とは、議会費、商工費、消防費、諸支出金である。

注2)合計を一致させるために端数調整を行っている。

5 歳出(性質別)

【歳出(性質別)の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成25年度				24年度 決算額	備 考
	決算額	構成比(%)	増減額	増減率(%)		
義務的経費	172,409	46	▲ 1,280	▲ 0.7	173,689	
人件費	58,238	15.5	▲ 2,622	▲ 4.3	60,860	
うち職員給	34,703	9.3	▲ 1,548	▲ 4.3	36,251	職員給与の一時的削減措置による
うち退職金	6,553	1.7	▲ 390	▲ 5.6	6,943	退職者数の減
扶助費	70,593	18.8	1,033	1.5	69,560	障害者介護給付費・訓練等給付費等や生活保護費等の増による社会福祉費の増
公債費	43,578	11.6	309	0.7	43,269	
投資的経費	61,229	16.3	6,115	11.1	55,114	
普通建設事業費	60,108	16	6,448	12.0	53,660	
うち補助事業費	29,910	8	6,160	25.9	23,750	嬉野市社会文化会館建設事業、大町町小中一貫校校舎改築事業の増等
うち単独事業費	28,741	7.7	882	3.2	27,859	大町町小中一貫校校舎改築事業、みやき町防災行政無線整備事業の増等
災害復旧事業費	1,121	0.3	▲ 333	▲ 22.9	1,454	
その他の経費	141,079	37.6	6,313	4.7	134,766	
うち物件費	39,873	10.6	896	2.3	38,977	
うち補助費等	37,730	10.1	713	1.9	37,017	
うち積立金	16,351	4.4	3,153	23.9	13,198	
うち貸付金	3,539	0.9	▲ 1	▲0.0	3,540	
うち繰出金	39,078	10.4	1,116	2.9	37,962	
歳出合計	374,717	100	11,148	3.1	363,569	

注1)合計を一致させるために端数調整を行っている。

6 財政構造(経常収支比率)

【経常収支比率の推移】

(単位: %)

H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
89.8	85.4	87.4	88.8	88.9

※平成13年度から「減税補てん債」「臨時財政対策債」が算入されることとなった。なお、平成19年度から「減税補てん債」に代わり、「減収補てん債特例分」が算入されている。

※表内の値は県内市町の経常収支比率を単純平均したものである。

- 平成25年度の経常収支比率は、20市町平均で88.9%となっており、前年度(88.8%)よりも0.1ポイント増加した。
- また、比率が100%を超えた団体はなく、90%を超える団体は7団体(前年度9団体)であった。

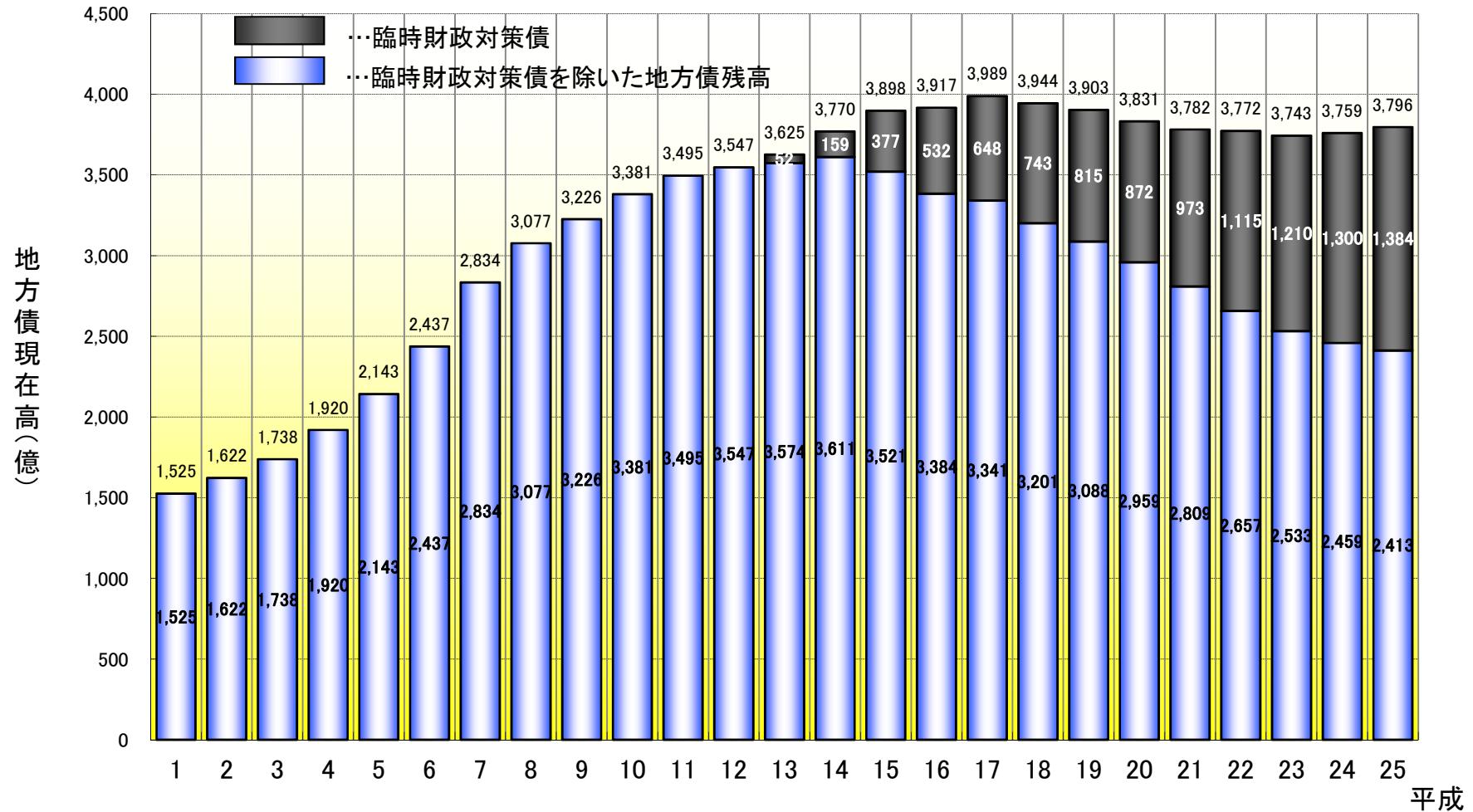
【参考】

経常収支比率とは、歳出総額を経常的経費と臨時の経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合であり、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費にどの程度充当されたかによって、財政構造の弾力性を判断するものである。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 \text{ (%)}$$

7 地方債現在高

地方債現在高の推移



- H25年度の地方債残高は3,796億36百万円で、前年度から37億13百万円増加した(1.0%)。
- 臨時財政対策債を除いた地方債残高は平成15年度以降減少を続け、今年度も▲46億43百万円減少し(▲1.9%)、2,412億78百万円となった。

参考 健全化判断比率

平成25年度決算に基づく健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率(4指標)を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととされている。

実質赤字比率 (早期健全化基準は財政規模に応じ11.25～15%)

- ・算定市町なし。(県内全市町で実質赤字額がないため)

連結実質赤字比率 (早期健全化基準は財政規模に応じ16.25～20%)

- ・算定市町なし。(県内全市町で連結実質赤字額がないため)

実質公債費比率 (早期健全化基準は25%)

- ・県内全市町で早期健全化基準を下回った。
- ・県内20市町の平均は11.5%となっており、前年度(12.2%)よりも0.7ポイント改善した。
- ・地方債の許可となる18%以上の団体は、昨年度同様、2団体(伊万里市・上峰町)となった。

将来負担比率 (早期健全化基準は350%)

- ・県内全市町で早期健全化基準を下回った。

【付表① 平成25年度市町決算の状況】

(単位:千円、%)

	歳入総額	歳出総額	実質収支	単年度収支	地方債現在高 (平成25年度末現在)	財政力指数 $\frac{23+24+25}{3}$	経常収支比率	健全化判断比率(抄)	
								実質公債費比率	将来負担比率
佐賀市	90,422,432	87,653,172	1,946,882	456,225	89,902,696	0.633	88.3	5.6	—
唐津市	64,537,045	62,927,709	1,145,029	288,346	79,116,384	0.419	87.1	17.1	140.2
鳥栖市	24,522,559	23,701,104	557,927	△ 232,580	20,048,258	0.909	87.9	12.3	28.6
多久市	11,580,804	11,264,461	270,875	15,819	12,669,707	0.349	92.3	11.7	—
伊万里市	23,966,013	23,418,578	533,459	239,263	20,685,322	0.564	88.1	18.3	149.7
武雄市	26,210,839	25,119,356	996,081	150,269	26,032,830	0.465	87.1	9.5	8.7
鹿島市	13,505,947	13,023,925	296,283	△ 22,620	8,258,524	0.415	92.2	9.9	29.8
小城市	21,229,386	20,872,750	267,530	△ 93,395	20,977,279	0.429	93.2	7.2	—
嬉野市	17,605,666	16,216,604	705,920	167,140	13,036,627	0.380	87.1	8.9	61.7
神埼市	15,553,182	14,971,695	405,814	67,258	16,134,646	0.431	89.6	14.4	60.0
市 計	309,133,873	299,169,354	7,125,800	1,035,725	306,862,273	0.499	89.3	11.5	
吉野ヶ里町	7,865,253	7,468,273	235,061	103,636	9,951,776	0.604	85.8	12.6	21.4
基山町	5,913,069	5,727,865	83,451	△ 66,268	5,972,236	0.665	90.9	15.3	5.0
上峰町	3,898,002	3,703,542	182,510	31,026	4,296,967	0.579	90.6	19.1	61.2
みやき町	12,302,946	12,015,092	277,951	56,906	13,303,941	0.474	84.7	12.7	39.8
玄海町	7,507,285	7,230,352	222,430	△ 119,552	48,381	1.192	96.3	2.9	—
有田町	9,653,224	9,237,344	368,889	△ 28,347	9,410,687	0.366	83.4	10.9	71.9
大町町	7,194,095	7,062,712	87,743	△ 57,845	6,795,360	0.357	95.5	10.1	53.9
江北町	5,593,515	5,318,057	260,222	91,942	4,468,117	0.337	88.1	15.4	—
白石町	12,739,304	12,344,125	281,399	8,365	13,757,591	0.331	84.2	8.3	—
太良町	5,769,276	5,440,142	269,509	161,057	4,768,830	0.214	85.5	7.8	—
町 計	78,435,969	75,547,504	2,269,165	180,920	72,773,886	0.512	88.5	11.5	
県合計	387,569,842	374,716,858	9,394,965	1,216,645	379,636,159	0.506	88.9	11.5	

※ 財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率については、市計、町計、県合計をそれぞれ市平均、町平均、県平均と読み替える。

※ 財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率の市平均、町平均、県平均は単純平均である。

【付表② 主要財政指標】

○ 経常収支比率

	H25	H24	H24 順位
1 玄海町	96.3	86.5	14
2 大町町	95.5	91.8	4
3 小城市	93.2	91.3	6
4 多久市	92.3	96.2	1
5 鹿島市	92.2	91.3	6
6 基山町	90.9	92.9	3
7 上峰町	90.6	91.4	5
8 神埼市	89.6	86.9	13
9 佐賀市	88.3	90.2	9
10 伊万里市	88.1	94.0	2
10 江北町	88.1	85.5	16
12 鳥栖市	87.9	91.3	6
13 嬉野市	87.1	89.0	10
13 唐津市	87.1	88.8	11
13 武雄市	87.1	87.1	12
16 吉野ヶ里町	85.8	82.8	20
17 太良町	85.5	83.9	18
18 みやき町	84.7	86.2	15
19 白石町	84.2	84.5	17
20 有田町	83.4	83.5	19
市 平 均	89.3	90.6	-
町 平 均	88.5	86.9	-
県 平 均	88.9	88.8	-

○ 実質公債費比率

	H25	H24	H24 順位
1 上峰町	19.1	20.5	1
2 伊万里市	18.3	18.9	2
3 唐津市	17.1	17.6	3
4 江北町	15.4	16.1	4
5 基山町	15.3	15.4	5
6 神埼市	14.4	15.3	6
7 みやき町	12.7	13.0	9
8 吉野ヶ里町	12.6	14.2	7
9 鳥栖市	12.3	13.5	8
10 多久市	11.7	12.5	11
11 有田町	10.9	12.7	10
12 大町町	10.1	10.3	13
13 鹿島市	9.9	10.3	13
14 武雄市	9.5	10.5	12
15 嬉野市	8.9	9.5	15
16 白石町	8.3	9.1	16
17 太良町	7.8	8.5	17
18 小城市	7.2	6.9	18
19 佐賀市	5.6	6.5	19
20 玄海町	2.9	3.3	20
市 平 均	11.5	12.2	-
町 平 均	11.5	12.3	-
県 平 均	11.5	12.2	-

○ 将来負担比率

	H25	H24	H24 順位
1 伊万里市	149.7	166.0	1
2 唐津市	140.2	138.2	2
3 有田町	71.9	80.0	4
4 嬉野市	61.7	37.6	9
5 上峰町	61.2	80.6	3
6 神埼市	60.0	74.5	5
7 大町町	53.9	0.6	15
8 みやき町	39.8	42.8	8
9 鹿島市	29.8	35.3	10
10 鳥栖市	28.6	46.6	6
11 吉野ヶ里町	21.4	46.3	7
12 武雄市	8.7	21.9	11
13 基山町	5.0	20.2	12
多 久 市	-	19.2	13
白 石 町	-	1.6	14
佐 賀 市	-	-	-
小 城 市	-	-	-
玄 海 町	-	-	-
江 北 町	-	-	-
太 良 町	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
15 市町平均	56.3	54.1	-

【付表③ 主要財政指標用語】

指標	算 定 式	備 考
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(%)$	<ul style="list-style-type: none"> 財政構造の弾力性を判断する比率として使われている。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があると言える。 この比率が75%を超えないことが望ましいとされている。 臨時財政対策債 … 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から22年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの。
実質赤字比率		<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
連結実質赤字比率		<ul style="list-style-type: none"> 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$ <p>上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。</p> <p>A…元利償還金(繰上償還除く) B…地方債の元利償還金に準ずるもの C…元利償還金に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E…標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)</p>	<p>平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。 以下は、それぞれの比率における許可基準である。</p> <p>① 18%以上25%未満の団体 … 公債費負担適正化計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限をする必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。</p> <p>② 25%以上35%未満の団体 … 財政健全化計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限をする必要があるものを除き、同意基準と同等の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。</p> <p>③ 35%以上の団体 … 財政計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限をする必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。</p>
将来負担比率		<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率(早期健全化基準 350%)。